

事務連絡
令和4年7月1日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

令和4年度新型コロナウィルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の新型コロナワクチンの接種に係る事業の継続について

平素より令和4年度新型コロナウィルス感染症緊急包括支援事業（医療分）につき
ご協力頂きお礼申し上げます。

新型コロナワクチンについては、今後、高齢者等への4回目接種の接種が
進められるところ、新型コロナウィルス感染症緊急包括支援交付金のうち、新型コロ
ナワクチンの接種に係る事業について、下記のとおり今後の予定をお示しし
ます。

なお、下記に係る改正を行った改訂案の新旧対照表について、現時点版を参考に添
付いたしますが、正式に改定を行った実施要綱等については、後日送付いたします。

※ かぎ括弧の記載は「令和4年度新型コロナウィルス感染症緊急包括支援事業（医療
分）実施要綱」からの引用となります。

記

1. 「（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」について

現在、事業の実施期間について、7月までとお示ししているところ、9月末まで継
続します。

2. 「(21) 新型コロナワクチン接種体制支援事業」について

「ウ 内容」に記載の各支援について以下のとおりとします。

(1) 「(ア) 大規模接種会場の設置等」について

都道府県による新型コロナワクチンの接種会場の設置、運営にかかる支援については、引き続き、実施します。

(2) 「(イ) 個別接種促進のための支援」について

個別接種促進のための支援については、現在、「4月・5月、6月・7月」として7月末までを実施期間とお示ししておりますが、「4月・5月、6月・7月、8月・9月」として9月末まで継続します。

(3) 「(ウ) 職域接種促進のための支援」について

職域接種促進のための支援については、引き続き、実施します。

以上

参考 令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分） 7月1日時点改訂案 新旧対照表

新	旧
<p>別 紙</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 内容</p> <p>令和4年9月までの期間中、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行う。</p> <p>このほか、(21) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業の定めるところにより、(21) ウ (イ) ②病院における取組の「病院が特別な接種体制を確保した場合の支援」を行う（新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業）。</p> <p>エ 留意事項</p> <p>(ア) ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域への派遣を対象とする（※）。</p> <p>※ 地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域として、例えば、次のような地域などが該当すると考えられるが、いずれにしても地域の実情に応じて都道府県が判断した地域を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域及び確保病床使用割合がステージIVの指標である 50%を超える地域（該当した地域は令和4年9月までの期間中適用） 	<p>別 紙</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 内容</p> <p>令和4年7月までの期間中、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行う。</p> <p>このほか、(21) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業の定めるところにより、(21) ウ (イ) ②病院における取組の「病院が特別な接種体制を確保した場合の支援」を行う（新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業）。</p> <p>エ 留意事項</p> <p>(ア) ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域への派遣を対象とする（※）。</p> <p>※ 地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域として、例えば、次のような地域などが該当すると考えられるが、いずれにしても地域の実情に応じて都道府県が判断した地域を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域及び確保病床使用割合がステージIVの指標である 50%を超える地域（該当した地域は令和4年7月までの期間中適用）

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法に基づき都道府県が定める医師少数区域（二次医療圏） <p>(イ) 都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）を補助対象とする。</p> <p>(ウ) 令和4年<u>9</u>月までの期間中に行われる派遣を対象とする。</p> <p>(10) ~ (20) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法に基づき都道府県が定める医師少数区域（二次医療圏） <p>(イ) 都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）を補助対象とする。</p> <p>(ウ) 令和4年<u>7</u>月までの期間中に行われる派遣を対象とする。</p> <p>(10) ~ (20) (略)</p>
<p>(21) 新型コロナワイルスワクチン接種体制支援事業</p> <p>ア ~ イ (略)</p> <p>ウ 内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 個別接種促進のための支援</p> <p>新型コロナワイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、以下の取組への支援を行う。</p> <p>① 診療所における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週100回以上の接種を7月末まで、4月・5月、6月・7月、<u>8月・9月</u>のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合 ・ 週150回以上の接種を7月末まで、4月・5月、6月・7月、<u>8月・9月</u>のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合 ・ 50回以上／日の接種を行った場合 <p>② 病院における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50回以上／日の接種を行った場合 ・ 特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、4月・5月、6月・7月、<u>8月・9月</u>のそれぞれの期間中に4週間以上あった場合 	<p>(21) 新型コロナワイルスワクチン接種体制支援事業</p> <p>ア ~ イ (略)</p> <p>ウ 内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 個別接種促進のための支援</p> <p>新型コロナワイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、以下の取組への支援を行う。</p> <p>① 診療所における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週100回以上の接種を7月末まで、4月・5月、6月・7月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合 ・ 週150回以上の接種を7月末まで、4月・5月、6月・7月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合 ・ 50回以上／日の接種を行った場合 <p>② 病院における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50回以上／日の接種を行った場合 ・ 特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、4月・5月、6月・7月のそれぞれの期間中に4週間以上あった場合

新	旧
<p>(ウ) (略)</p> <p>エ 留意事項</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 個別接種促進のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別接種に協力する医療機関」とは、ウ(イ)の何れかの取組について、所定の様式により都道府県へ実績を報告する医療機関をいう。 ・ 支援の対象期間は、令和4年4月・5月、6月・7月、<u>8月・9月</u>とする。 ・ ウ(イ)②病院における取組における、病院が特別な接種体制を確保した場合の支援については、都道府県から厚生労働省への交付申請や実績報告等において、(9)時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の「新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業」に計上すること。 <p>(ウ) (略)</p>	<p>(ウ) (略)</p> <p>エ 留意事項</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 個別接種促進のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別接種に協力する医療機関」とは、ウ(イ)の何れかの取組について、所定の様式により都道府県へ実績を報告する医療機関をいう。 ・ 支援の対象期間は、令和4年4月・5月、6月・7月とする。 ・ ウ(イ)②病院における取組における、病院が特別な接種体制を確保した場合の支援については、都道府県から厚生労働省への交付申請や実績報告等において、(9)時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の「新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業」に計上すること。 <p>(ウ) (略)</p>

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額:4,319億円(令和2年度三次補正)+5,356億円(令和3年度補正)

<概要>

- ・単価:2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外:+730円、休日:+2,130円)
- ・5歳児の接種に対する加算:+660円



【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額:3,439億円(令和2年度三次補正等)+3,301億円(令和3年度予備費)
+7,590億円(令和3年度補正)



【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】予算額:818億円(令和3年度予備費)+4,570億円(令和3年度補正)

個別接種促進のための支援策(①~③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を令和4年4・5月／6・7月／8・9月に4週間以上行う場合⇒+2,000円／回
- ・週150回以上の接種を令和4年4・5月／6・7月／8・9月に4週間以上行う場合⇒+3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)



集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施

・医師 1人1時間当たり 7,550円 看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上以上令和4年4・5月／6・7月／8・9月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

同様の扱い
集団接種

職域接種に対する支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円(追加接種会場の場合は1,500円)×接種回数を上限に実費補助)



- ・中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの

- ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

企業・大学